

J Aバンクローン債務保証委託約款およびJ Aバンクカードローン債務保証委託約款の変更について

J Aバンクローン債務保証委託約款およびJ Aバンクカードローン債務保証委託約款を次のとおり変更させていただきます。

1. 変更内容

保証委託者様等から本会への報告方法について、従前の書面による方法に加え、電磁的記録による方法を追加いたします。
(変更内容の詳細は、新旧対照表のとおりです。)

(1) J Aバンクローン債務保証委託約款 (R2.4.1～R5.3.31の保証申込受付分) 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

変更後	現 行
<p>(調査および報告)</p> <p>第 15 条 保証委託者は、貸借対照表、損益計算書等の保証委託者の財産状況を示す書類の写しを定期的に協会に提出するものとします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 保証委託者または保証人は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面<u>または電磁的記録</u>により直ちに協会へ届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、保証委託者の負担とします。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 保証委託者または保証人(担保提供者を含む。)は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面<u>または電磁的記録</u>により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更または取消しが生じた場合も同様とします。</p>	<p>(調査および報告)</p> <p>第 15 条 保証委託者は、貸借対照表、損益計算書等の保証委託者の財産状況を示す書類の写しを定期的に協会に提出するものとします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 保証委託者または保証人は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面により直ちに協会へ届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、保証委託者の負担とします。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 保証委託者または保証人(担保提供者を含む。)は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更または取消しが生じた場合も同様とします。</p>

(2) J Aバンクローン債務保証委託約款 (R5.4.1以降の保証申込受付分) 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

変更後	現 行
<p>(調査および報告)</p> <p>第 15 条 保証委託者は、貸借対照表、損益計算書等の保証委託者の財産状況を示す書類の写しを定期的に協会に提出するものとします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 保証委託者または保証人は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面<u>または電磁的記録</u>により直ちに協会へ届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、保証委託者の負担とします。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 保証委託者または保証人(担保提供者を含む。)は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面<u>または電磁的記録</u>により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更または取消しが生じた場合も同様とします。</p>	<p>(調査および報告)</p> <p>第 15 条 保証委託者は、貸借対照表、損益計算書等の保証委託者の財産状況を示す書類の写しを定期的に協会に提出するものとします。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 保証委託者または保証人は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面により直ちに協会へ届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、保証委託者の負担とします。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 保証委託者または保証人(担保提供者を含む。)は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更または取消しが生じた場合も同様とします。</p>

変更後	現行
<p>(調査および報告)</p> <p>第 11 条 保証委託者は、協会による保証委託者の資産、事業の状況等に関する調査に必要な範囲において、協会から請求があった場合には、書類を提供し、もしくは報告をし、または便益を提供するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保証委託者は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面<u>または電磁的記録</u>により直ちに協会へ届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、保証委託者の負担とします。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 保証委託者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面<u>または電磁的記録</u>により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更または取消しが生じた場合も同様とします。</p>	<p>(調査および報告)</p> <p>第 11 条 保証委託者は、協会による保証委託者の資産、事業の状況等に関する調査に必要な範囲において、協会から請求があった場合には、書類を提供し、もしくは報告をし、または便益を提供するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保証委託者は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先その他協会に対する届出事項に変更があったときは、その旨を書面により直ちに協会へ届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、保証委託者の負担とします。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 保証委託者は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、登記事項証明書を添付してその旨を書面により直ちに協会に届け出るものとします。届出内容に変更または取消しが生じた場合も同様とします。</p>

2. 変更実施日

令和6年4月1日